

私は「省令」です

指定基準

①

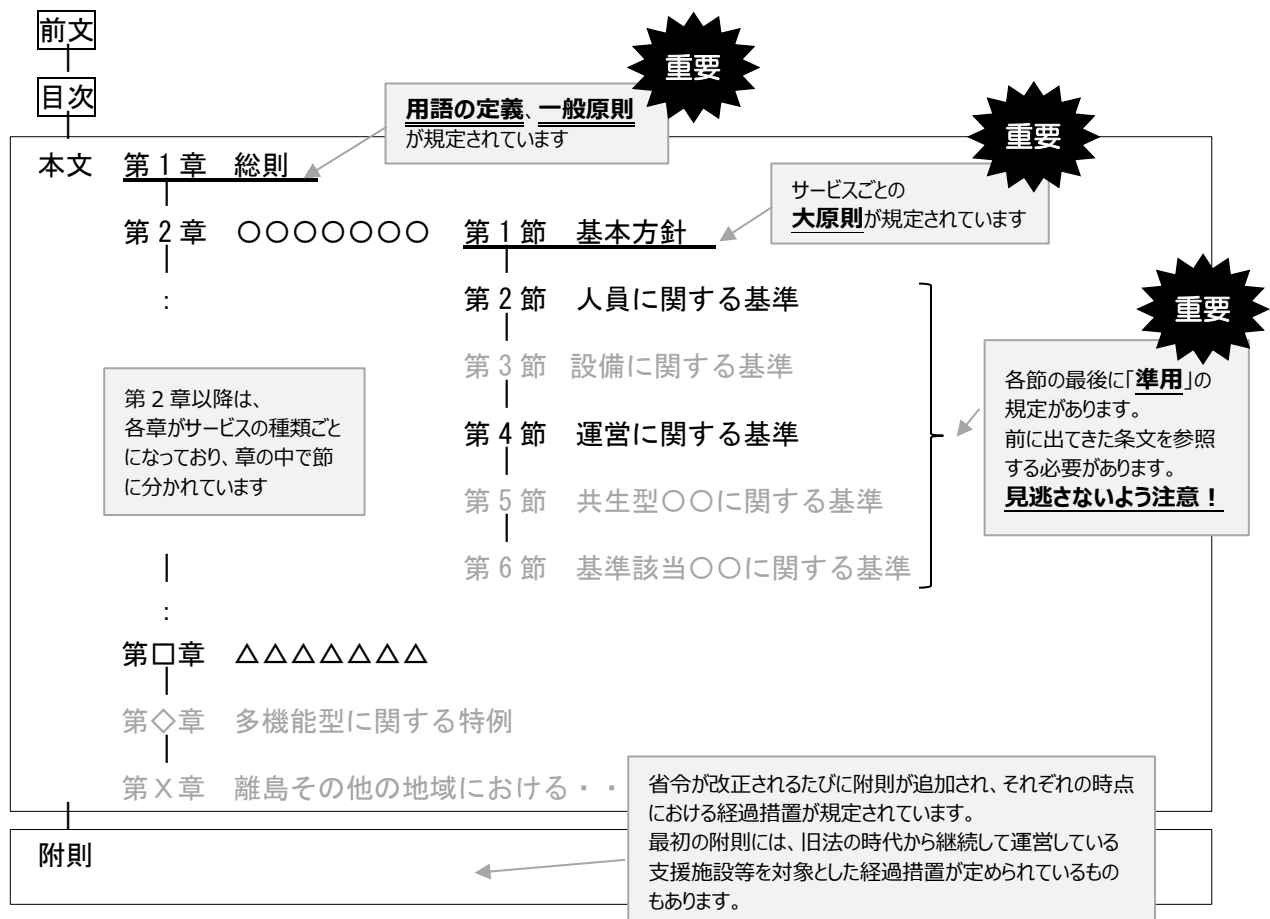
指定事業者が「法に規定する便宜を適切に実施」するために必要となる、最低限度の基準を定めています。

②の解釈通知とセットで確認してください。

提供するサービスにより、対象となる省令が異なります。

| 対象となる事業所等 | 省令の名称 | 公布日・番号 |
|---------------|--|-----------------------------------|
| 指定障害福祉サービス事業所 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 平成 18 年 9 月 29 日 厚生労働省令第 171 号 |
| 指定障害者支援施設 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 平成 18 年 9 月 29 日 厚生労働省令第 172 号 |
| 指定一般相談支援事業所 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 | 平成 24 年 3 月 13 日 厚生労働省令第 27 号 |
| 指定特定相談支援事業所 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 | 平成 24 年 3 月 13 日 厚生労働省令第 28 号 |
| 指定障害児通所支援事業所 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 平成 24 年 2 月 3 日 厚生労働省令第 15 号 |
| 指定障害児入所施設 | 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 | 平成 24 年 2 月 3 日 厚生労働省令第 16 号 |
| 指定障害児相談支援事業所 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 | 平成 24 年 3 月 13 日 厚生労働省令第 29 号 |

おおむね次のような構成となっています。(文字色が薄い部分が無いものもあります)



私は「通知」です

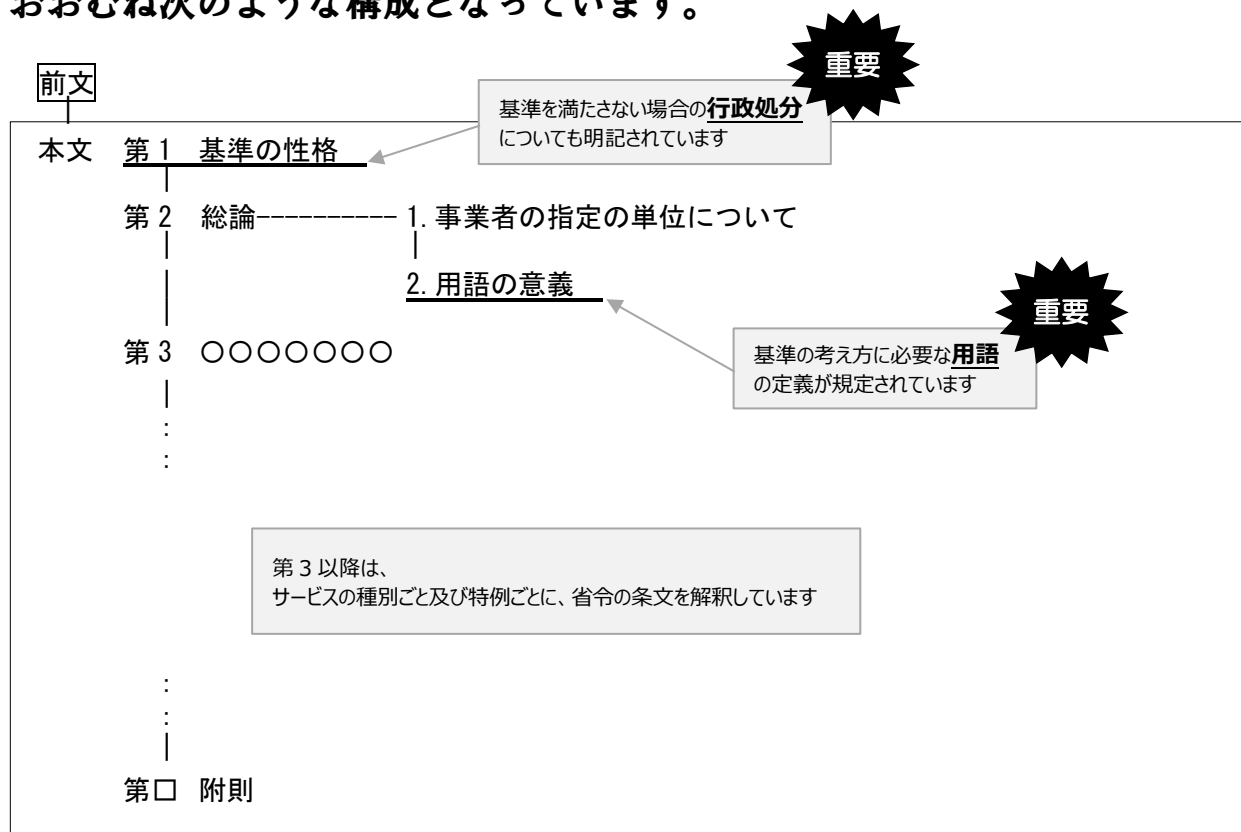


指定基準（省令）の趣旨と内容を示しています。
①の指定基準とセットで確認してください。

提供するサービスにより、対象となる省令が異なります。

| 対象となる事業所等 | 通知の名称 | 通知日・番号 |
|---------------|--|------------------------------------|
| 指定障害福祉サービス事業所 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について | 平成 18 年 12 月 6 日 障発第 1206001 号 |
| 指定障害者支援施設 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について | 平成 19 年 1 月 26 日 障発第 0126001 号 |
| 指定一般相談支援事業所 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について | 平成 24 年 3 月 30 日 障発 0330 第 21 号 |
| 指定特定相談支援事業所 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について | 平成 24 年 3 月 30 日 障発 0330 第 22 号 |
| 指定障害児通所支援事業所 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について | 平成 24 年 3 月 30 日 障発 0330 第 12 号 |
| 指定障害児入所施設 | 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について | 平成 24 年 3 月 30 日 障発 0330 第 13 号 |
| 指定障害児相談支援事業所 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について | 平成 24 年 3 月 30 日 障発 0330 第 23 号 |

おおむね次のような構成となっています。



私は「省令」です

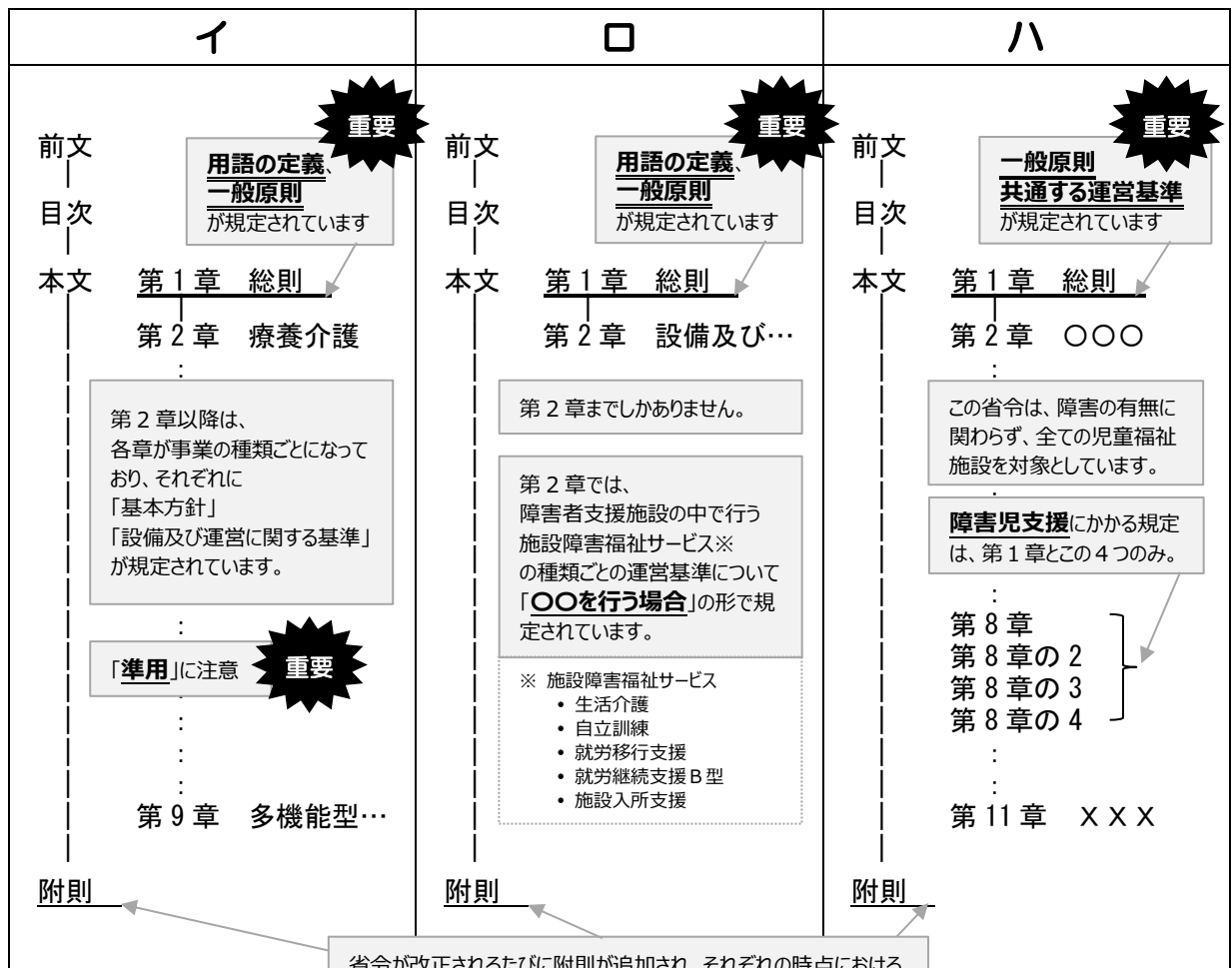


一部のサービスのみ対象としています。
 「適正な事業の運営を担保」
 「児童の発達のために必要な水準を確保」
 するために必要となる、最低限度の基準を定めています。
 ①の指定基準とセットで確認してください。

省令の種類は3つ。

| 対象となる事業所等 | 省令の名称 | 公布日・番号 | 下図 |
|--|---|---------------------------|----|
| 療養介護 生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 | 平成18年9月29日 厚生労働省令第174号 | イ |
| 障害者支援施設 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 | 平成18年9月29日 厚生労働省令第177号 | ロ |
| 障害児入所施設 児童発達支援センター | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 | 昭和23年12月29日 厚生省令第63号 | ハ |

それぞれ次のような構成となっています。



省令が改正されるたびに附則が追加され、それぞれの時点における経過措置が規定されています。
 最初の附則には、旧法の時代から継続して運営している支援施設等を対象とした経過措置が定められているものもあります。

私は「告示」です

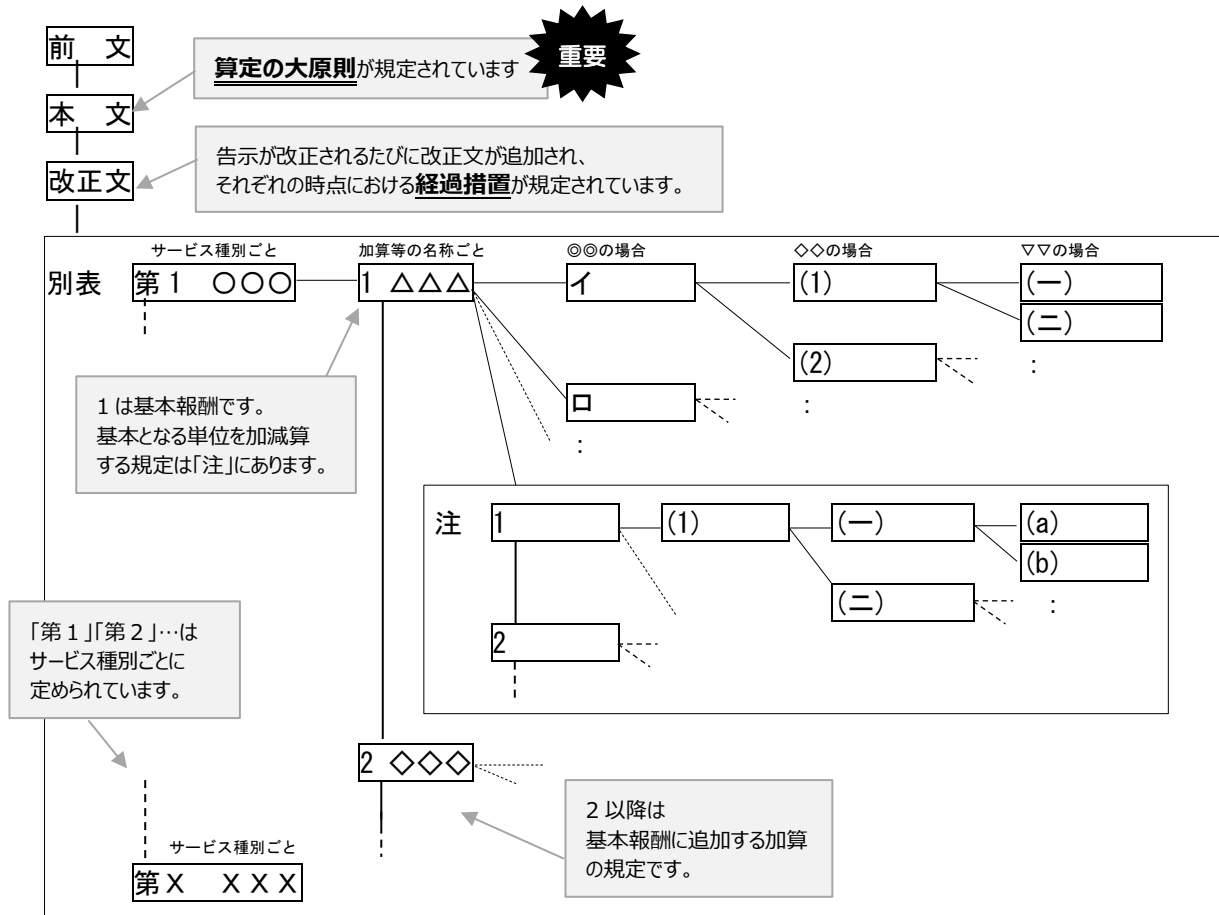


給付費の額を算定するために必要な基準（ルール）と「単位数」を定めています。
⑤の留意事項通知とセットで確認してください。

提供するサービスにより、対象となる告示が異なります。

| 対象となる事業所等 | 省令の名称 | 公布日・番号 |
|----------------------------|--|------------------------------------|
| 指定障害福祉サービス事業所 指定障害者支援施設 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス に要する費用の額の算定に関する基準 | 平成 18 年 9 月 29 日 厚生労働省告示第 523 号 |
| 指定一般相談支援事業所 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 | 平成 24 年 3 月 14 日 厚生労働省告示第 124 号 |
| 指定特定相談支援事業所 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 | 平成 24 年 3 月 14 日 厚生労働省告示第 125 号 |
| 指定障害児通所支援事業所 | 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援 に要する費用の額の算定に関する基準 | 平成 24 年 3 月 14 日 厚生労働省告示第 122 号 |
| 指定障害児入所施設 | 児童福祉法に基づく指定障害児入所支援 に要する費用の額の算定に関する基準 | 平成 24 年 3 月 14 日 厚生労働省告示第 123 号 |
| 指定障害児相談支援事業所 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援 に要する費用の額の算定に関する基準 | 平成 24 年 3 月 14 日 厚生労働省告示第 126 号 |

おおむね次のような構成となっています。



私は「通知」です

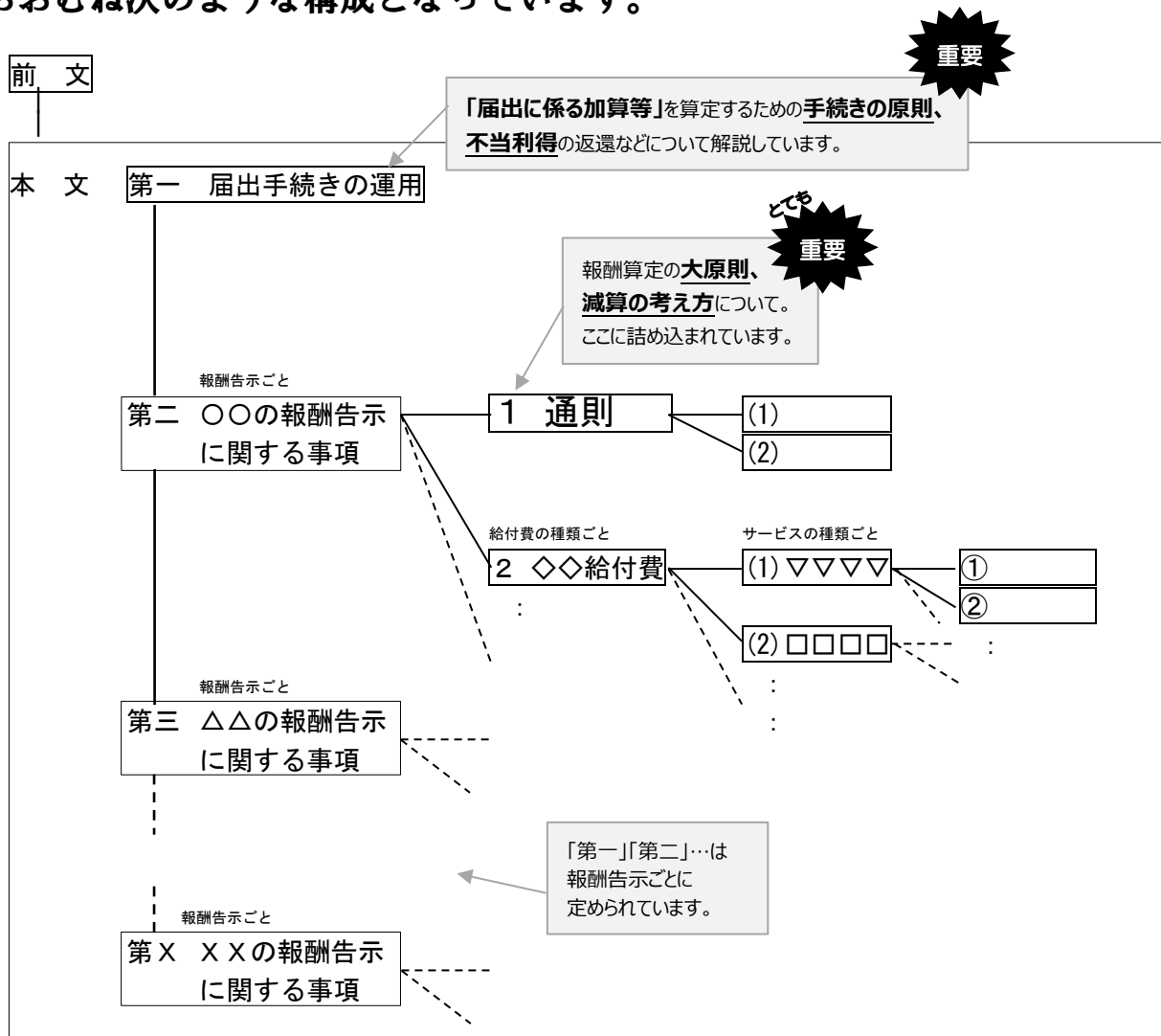


給付費の額を算定するにあたって
留意すべきことを示しています。
④の報酬告示とセットで確認してください。

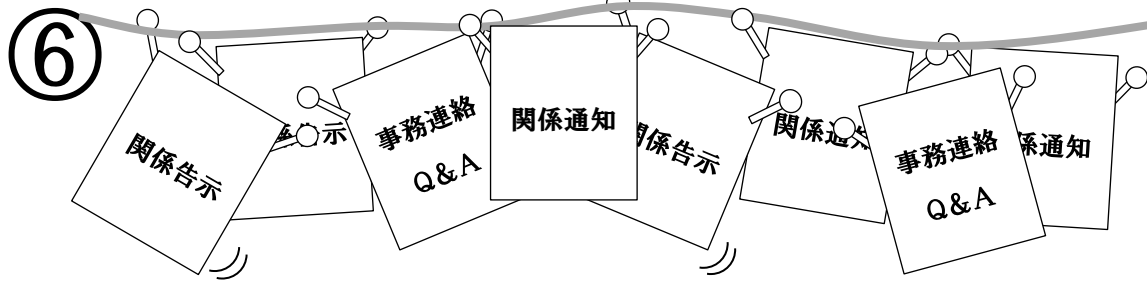
障害者総合支援法に基づく告示3種、児童福祉法に基づく告示3種をそれぞれ1つにまとめて通知しています。

| 対象となる事業所等 | 省令の名称 | 通知日・番号 |
|----------------------------|---|------------------------------------|
| 障害者総合支援法に基づくサービスを提供する指定事業所 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について | 平成 18 年 10 月 31 日 障発第 1031001 号 |
| 児童福祉法に基づくサービスを提供する指定事業所 | 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について | 平成 24 年 3 月 30 日 障発 0330 第 16 号 |

おおむね次のような構成となっています。



私たちは、基準省令や報酬告示に関する「告示」「通知」「事務連絡」です



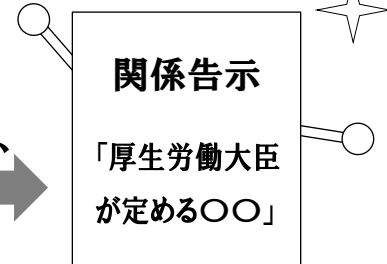
報酬告示が



別に厚生労働大臣が定める〇〇が××

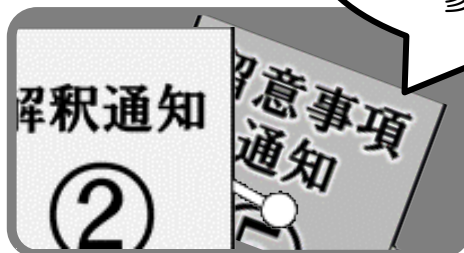
などと言っているときは、

私がいいます！



詳しい要件などを定めています。

解釈通知や
留意事項通知が



具体的には「〇〇について」を参照されたい

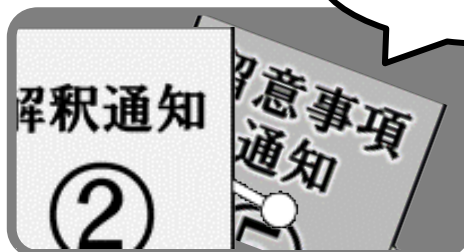
などと言っているときは、

私がいいます！



詳しい解説をしています。

解釈通知や
留意事項通知が



※◎△Σ?Ψ

何を言っているのか

分からないときは、

私がいるかも？



よくある質問について解説をしています。

①～⑥を組み合わせて編集した書籍も販売されていますので、使いやすいものを選んで活用することをお勧めします。それぞれの原文は厚生労働省のホームページで検索することもできます。主なもののみ、仙台市ホームページにも掲載しています。

ホーム > 事業者向け情報 > 福祉・医療 > 福祉 > 障害福祉サービス > 制度改正・厚生労働省からの通知等

<https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/fukushi/shogai/jigyosho/tsuuchi.html>